

「部外品・機器・表示 医薬品・化粧品等広告の実際 2006」の訂正について

本書 328 頁の 1 薬事法による表示事項の(1)表示事項一覧表の一部に誤りがございましたため、下記に正しい一覧表を掲載いたしますとともにお詫び申し上げます。

訂正箇所；(1)表示事項一覧表中の化粧品に該当する行のうち、「記載事項 5 . 重量 , 容量又は個数等の内容量」の列。化粧品については記載義務はないため、

現行：（法第 61 条第 6 号） **訂正後**：空欄となります。

1 薬事法による表示事項

(1)表示事項一覧表

記載事項	化粧品 (根拠条文)	医薬部外品 (根拠条文)
1 製造販売業者の氏名又は名称及び住所 (氏名=個人名) (名称=法人名)	(法第 61 条第 1 号)	(法第 59 条第 1 号)
2 「医薬部外品」の文字		(法第 59 条第 2 号)
3 名称	(法第 61 条第 2 号)	(法第 59 条第 3 号)
4 製造番号又は製造記号	(法第 61 条第 3 号)	(法第 59 条第 4 号)
5 重量 , 容量又は個数等の内容量		(法第 59 条第 5 号)
6 成分の名称	厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品 (法第 61 条第 4 号)	厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬部外品 (法第 59 条第 6 号)
7 使用の期限	厚生労働大臣の指定する化粧品 (法第 61 条第 5 号)	厚生労働大臣の指定する医薬部外品 (法第 59 条第 7 号)
8 外国製造販売承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任製造販売業者の氏名及び住所	(法第 61 条第 7 号 , 施行規則第 221 条)	(法第 59 条第 9 号 , 施行規則第 220 条第 1 号)
9 用法用量その他使用及び取扱上の必要な注意事項 , 基準で定められた事項	添付文書又は容器 , 被包のいずれかであり (法第 62 条準用第 52 条)	添付文書又は容器 , 被包のいずれかであり (法第 62 条準用第 52 条)